

**金融トラブル連絡調整協議会参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組
みについて（第 26 回協議会提出分）**

〔提出団体等〕

（頁）

不動産証券化協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

金融トラブル連絡調整協議会参加団体等による裁判外紛争処理制度の
改善のための取組みについて

団体等名	社団法人不動産証券化協会
決定時期	平成 16 年 4 月 9 日
取組みの概要	不動産投資信託（REIT）と称し、実は事業会社に金銭を貸し付けるだけの匿名組合出資でかつ元本保証を謳った商品についての一般消費者からの相談（苦情）をきっかけに不動産証券化協会ホームページに一般消費者費者の注意を喚起するために下記案内を掲載した。 「苦情相談室」からのお知らせ リート（REIT）類似商品に関するご注意 投資信託法に定める「不動産投資信託」（略称：REIT、リート）ではないにもかかわらず、商品名に「REIT」や「リート」という言葉を付けた金融商品が販売されています。また、そのような商品の中に、匿名組合出資として個人から資金を集め、配当が出来ず、かつ出資金についても約束期日に返却が困難になった商品があり、一部の個人投資家が被害を受けているとの相談情報がありましたので、お知らせします。 東京証券取引所に上場されている「不動産投資信託」（略称：REIT、リート）が、配当も値動きも安定している金融商品として、個人投資家から注目を集めています。また、新聞やマネー雑誌でも、人気のある金融商品として紹介される例が増えています。 このような中で、最近、REIT（リート）という不動産投資信託の略称を付し、投資家が誤認しかねないような金融商品が出てきました。 不動産投資信託に代表される不動産証券化商品は新しい金融商品でもあり、仕組みや法制度は未だ一般の投資家の皆様にじゅうぶん理解を得られているとは言えません。当協会では「会員の自主行動基準」を定め、会員が組成・販売する商品については法令の遵守はもとより、一般投資家の方々が合理的な選択と判断ができるよう常に正確で適切な情報提供に努めております。 また、当協会では「苦情相談室」（Tel. 03-3505-8005）を設置し、不動産証券化商品に関して、さまざまなご相談を受け付けています。何かわからないことや、おやっと思うことがございましたら、お気軽にご相談下さい。 なお、不動産投資信託（略称：REIT、リート）は現在 12 の登録投資法人が東京証券取引所に上場し、株式同様売買されておりますが、いずれも当協会会員が運営しており投資にかかわる様々な情報もホームページや証券会社を通じて開示されております。
実施予定時期	平成 16 年 4 月 15 日実施済
備考	